公　　告

諸　事　項

適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第２条第２項の規定により特例業務届出者とみなして適用される金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等
・商号又は名称　セノーテキャピタル株式会社
・住所又は所在地　東京都中央区築地２―15―15セントラル東銀座709号
２．業務廃止命令年月日
令和７年12月23日

令和８年１月20日

関東財務局長　後藤　健二

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告